

陳情の賛否(令和4年6月定例会議審査分)

総務文教委員会付託分									
陳情 番号	陳情名	肥後 孝俊	大谷 学	三浦 大紀	芦谷 英夫	永見 利久	佐々木 豊治	西田 清久	反対理由
第 31 号	旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 33 号	児童・生徒のマスク着用に関する陳情について	×	×	×	×	長	×	×	(肥後委員)市内小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導中止を求めることはできないため。 (大谷委員)議会では対処できない願意が含まれているため。 (三浦副委員長)市でも対応できるところはしている様子がかがえる。一律の対応が難しい項目も含まれており、国の考え方に従って対応すべき。 (芦谷委員)陳情の願意は理解できるが、現実的でないものもあり、対応できない。 (佐々木委員)マスクの着用については国の通達や広く賛否や思いがある中、基本的に個人や個別の団体の意見を議会として賛否を表明することはできない。 (西田委員)浜田市は感染対策をとりながら国の指針にのっとり対応しており、また人権にも配慮して対応しているため。
第 34 号	浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 35 号	浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 36 号	パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 37 号	パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について	○	○	○	○	長	○	○	
第 38 号	改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について	○	×	○	×	長	○	○	(大谷委員)過去の経緯を踏まえた上で管理者が管理者の権限として必要と判断しているため。 (芦谷委員)これまでの経過を踏まえ、執行部として定めたものでありこれを尊重する。
第 39 号	浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について	○	×	○	×	長	○	○	(大谷委員)文書に残すことは望ましいことではあるが全てを残すことは業務遂行上合理的ではないため。 (芦谷委員)文書主義は理解するが、残す残さないの判断は執行部の専権事項でありこれを尊重する。

陳情の賛否(令和4年6月定例会議審査分)

第 40 号	憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について	○	×	○	×	長	○	○	(大谷委員)過去の経緯を踏まえた上で管理者が管理者の権限として必要と判断しているため。 (芦谷委員)これまでの経過を踏まえ、執行部として定めたものでありこれを尊重する。
第 41 号	長沢サブセンターの陳情について	○	○	○	×	長	○	○	(芦谷委員)趣旨の項目の事実関係が不明で、散漫で、願意が不明瞭で、陳情にふさわしくない。
第 42 号	飲酒同乗運転があったかないかという陳情について	○	×	×	×	×	○	○	(大谷委員)現在は職員でないため市の権限が及ばないため。 (三浦副委員長)これ以上の議会としての追求はなじまないため。 (芦谷委員)すでに確定した案件で、趣旨も事実関係も不明瞭で、陳情にふさわしくない。 (永見委員長)議会として続けるのが難しいと思うため。

陳情の賛否(令和4年6月定例会議審査分)

福祉環境委員会付託分									
陳情番号	陳情名	村木勝也	足立豪	村武まゆみ	柳楽真智子	小川稔宏	岡本正友	川神裕司	反対理由
第 32 号	幼児のマスク着用に関する陳情について	×	×	×	×	長	×	×	(村木委員)マスクの着用を始めとしたコロナ感染拡大防止対策は、国の指針があり、幼児のマスクについても項目が設定されている。よって浜田市が独自の判断をすることは適切ではないと判断したため。 (足立副委員長)国においては実情に応じながら対応している。また、各機関等においても状況に応じて対応されており、一律の対応は必要ないと考えたため。 (村武委員)事業所できちんと対応しているとのことであったため。 (柳楽委員)個々により考え方は様々であり、一律に廃止や撤廃の制限を行うことには問題があるため。 (岡本委員)マスクの廃止等疑問視するため。 (川神委員)厚生労働省の幼児に対するマスク使用方針もきちんと示されており、各施設で円滑な運営がなされていると理解している。マスクの一律廃止には課題があるため。
第 43 号	生活保護の不正受給の陳情について	○	○	×	×	×	×	○	(村武委員)情報提供があった案件に関してはきちんと対応している。親族へは情報がいかない事もあるため。 (柳楽委員)担当窓口において対応は行われているが、個人情報に関わることは情報提供できない現状があるため。 (岡本委員)担当課の報告から問題がないため。 (小川委員長)執行部は適切な対応をしており、不正のないよう進めてほしい。

産業建設委員会付託分									
陳情番号	陳情名	沖田真治	川上幾雄	串崎利行	上野茂	布施賢司	田畑敬二	牛尾昭	反対理由
第 44 号	いろいろな規定が玉虫色である陳情について	○	長	○	○	○	○	×	(牛尾委員)陳情書の趣旨が、実態と乖離があり、また文章に不備があるため。
第 45 号	水産加工団地を浜田市の公共下水にするという陳情について	○	長	○	○	○	○	×	(牛尾委員)し尿は流しておらず、キャパが決まっているため、公共下水道にすることは不可能である。水産加工団地の処理場は受益者負担の施設であり、公共下水道と一緒にするのは無理なため。
第 46 号	危険処理の際、所有者に請求する費用に整合性があるかという陳情について	○	長	○	○	○	○	○	

陳情の賛否(令和4年6月定例会議審査分)

議会運営委員会付託分												
陳情 番号	陳情名	肥後 孝俊	三浦 大紀	沖田 真治	足立 豪	川上 幾雄	柳楽 真智子	串崎 利行	小川 稔宏	布施 賢司	牛尾 昭	反対理由
第 47 号	公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について	×	×	×	×	×	×	×	×	長	欠	(肥後委員)公務員であってもプライバシーがあり、公にされることによって不利益を被ることがあってはいけないため。 (三浦委員)陳情書は内容が精査できていない段階で意図せず不利益を被る可能性もあるため。ただし、基本的に公文書においては、公人の黒塗りはしなくてよいと考える。 (沖田委員)陳情書は、提出され受付した時点ではその内容について精査されておらず、場合によっては不利益を被る可能性があるため。 (足立委員)現状のままでもよい。補足で付け加えると、陳情書はその事実確認等について精査されておらず場合によっては不利益を被る可能性があるため。 (川上委員)公務員の氏名は法令上公開すべきではないが、法も職員録基準に該当する場合は開示を想定している。このように判断が困難な問題は委員会では審議できない。必要であれば法のもとに行うべきであるため。 (柳楽副委員長)公人でもプライバシーは守られるべきであるため。 (串崎委員)不利益を被る可能性があるため。 (小川委員)公人といえどプライバシーも人権も尊重されるべきものであり、侵害の恐れがあれば黒塗りでなくても何ら支障も問題もないため。
第 48 号	議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について	○	○	○	○	○	○	○	×	長	欠	(小川委員)名前を出す・出さないや、先輩議員・同僚議員と表現しても従来どおりで問題はなく、陳情になじまない。また陳情に反対した議員への個人攻撃が多数発生しているため。

陳情の賛否(令和4年6月定例会議審査分)

第 49 号	●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情について	×	×	×	×	×	×	×	×	長	欠	(肥後委員)警察に記録されている。再度扱うものではない。 (三浦委員)警察の所管であり、議会に対応する事ではないため。 (沖田委員)個人間で解決すべき問題であるため。 (足立委員)刑事事件になるほどの事案は警察の範疇であり議会に対応すべきではないため。 (川上委員)案件によるが、当該案件は民事事件として取り扱われており特段記録が議会に必要でないため。 (柳楽副委員長)民事で争われた事案ですすでに決着がついており、議会で議論することではないため。 (串崎委員)警察の範疇であるため。 (小川委員)事実経過は把握している。暴行の事実はないにもかかわらず、さもあったかのように都合よく事実を歪曲しているため。当該議員の名誉のためにも反対する。
第 50 号	呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情について	×	×	×	×	×	×	×	×	長	欠	(肥後委員)暴行されたと言われた当事者が暴行はなかったと言い、これ以上話を拡げないでほしいと願われているため。 (三浦委員)当事者間で解決すべき事であるため。 (沖田委員)個人間で解決すべき問題であるため。 (足立委員)個人間で取扱う問題のため。 (川上委員)個人間の問題であり、議会で判断すべきものではないため。 (柳楽副委員長)個人間の問題であり、議会で議論する内容ではないため。 (串崎委員)個人間で解決すべき問題であるため。 (小川委員)議員が傍聴者を誹謗中傷したかのような記述があるが、そのような事実は認められず、ないものをあったかのような印象操作を目的としている。今後議会に持ち込まないと整理された内容であるのに、それを遵守しない陳情のため。
第 51 号	市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情について	×	×	×	×	×	×	×	除	長	欠	(肥後委員)一度終わった話を再度扱うべきではないため。 (三浦委員)当事者間で解決すべき事であるため。 (沖田委員)個人間で解決すべき問題であるため。 (足立委員)個人間で取扱う問題のため。 (川上委員)個人間の問題であり、議会で判断すべきものではないため。 (柳楽副委員長)双方の意見が食い違っており、議会で判断することはふさわしくないため。 (串崎委員)個人間で解決すべき問題であるため。